とかち新聞

主筆 松山明

(発行所) 北海道足寄郡足寄町 とかち新聞社　電話1351番
(本紙購読料) 1部25円 1カ月75円　1カ年前納750円

どうなる？役場敷地 調停から本裁判へ

高橋氏は自宅訪問で 特別委の調査すすむ

足寄町議会の役場敷地調査特別委員会では十七、八の両日にわたつて町役場大会議室に当時の関係者の出頭を求めて非公開で証言を求めてこれをテープに録音しました。

十七日は、足寄村最後の村長だつた日裏庄太郎氏と議長だつた多田梅松氏からそれぞれ町村合併の基本条件として現在の位置に役場庁舎が建設されるに至つた事情を、当時西足寄町側の林政委員だつた湯浅義雄氏から庄内沢の町有林百一㌶を役場敷地との交換として選定してこれに高橋安蔵氏が承諾した経過など、農業委員会事務局長の川音正義氏から庄内沢の開拓放牧地を高橋氏に引き渡すために山林に地目替えした経過などが述べられ、十八日には西足寄町長から足寄町長への二期八年間現職にあつて役場敷地問題を処理してきた川上貞通氏から当時の実情を、当時の西足寄神社氏子総代長だつた品川伝治氏から稲荷神社境内地が役場敷地となつた事情を、議会事務局長の土田三郎氏からは管財係長だつた昭和四十年に当時の高橋町長にたいして議決にもとずいて役場敷地と庄内沢町有林との交換手続きの決裁を求めたところその書類を却下された経過などが述べられたもようですが、いずれも高橋氏の立場を有利にする証言は得られなかつたようです。

このほかの証人として予定されている助役の沼田一氏は総務課長時代の事情ですが、目下入院治療中のため退院をまち、この問題に重要な関係をもつ札幌在住の某氏は療養中のため委員が出張尋問することになり当事者である高橋氏は千葉県柏市の別宅に居住しているので、帰町のさい訪問することになりました。

両町村長の意見 当時の

この両日にわたつて証人として特別委員会で証言した当時の両町村それぞれの最高責任者であつた両氏に意見をきいてみました。

交換は有効に成立している　日裏庄太郎氏談

町村合併はなによりもその役場庁舎の所在地が決まらなければ国として告示ができないからこれが先決の基本事項であつたし、しかも位置については西足寄町側から提案されたものを決定したのに、いまごろになつて異議が出るとは思いもよらなかつたことです。

当時の川上町長と高橋氏との土地交換の契約は民法上これは完全に成立しており、それによつて稲荷神社跡地に庁舎が建てられ、百一㌶の町有林は高橋氏に引き渡されているものです。

ただ相互に所有権の移転登記をしていないが、登記をしていないとしても当事者間において合意に達した契約にもとずいて町議会が議決したのだからいまになつてこれをくつがえしたり無効だということはできない筈です。

この交換行為は有効に成立しており、当時において高橋氏からいまのような異議が出されていたのならおそらく町村合併そのものが成立しなかつただろうと思います。

気持よく決めたこと なのに　川上貞通氏談

庁舎敷地については当時の両町村がそれぞれの庁舎を合併新町の役場にと主張するので、それではまとまらないので中間の位置の稲荷神社のところになつたものです。

高橋氏は氏子総代が承諾すれば私は異存はないとのことだつたのでこの神社総代との交渉に一番苦労したが、総代さん方の協力が得られたからどうにか実現したわけです。

この敷地を町としては買収で処理したかつたが高橋氏はお稲荷さんのおかげで残つた先代からの財産を減らしたくないから町有林と交換したいというので議会にはかり、場所は高橋氏にもみてもらつて庄内沢に決まりお互いに気持よく交換の契約ができたのでこれを議会に提案したものです。

しかも当時高橋氏は議長としてこれを決定して庁舎を建築させて、その後二期にわたつての町長が、これではどうにもなりません。

高橋氏にとつて裁判が有利だという見通しはつけられませんし、またかりに町が敗訴となつても無断で建てた庁舎ではないのですから土地を明け渡せというからには高橋氏はそれ相当の価格でこの庁舎を買い取るか移転補償をしなければならないので、およそ実行は不可能ということになります。

だから町としてはどちらにころんでも痛くもかゆくもない受け身の問題でありますが、相手が前町長であり敷地の所有名儀者であるからなんとか円満にことを解決したいとしているようで、特別委員会でも川上元町長や日裏元村長は自治法百条の権限を行使して出頭証言を求めておりながら高橋氏にたいしてはもつぱら低姿勢になつて〝帰宅のさいお伺い〟のおよび腰では果して先方がまともに相手になつてくれるかどうか疑問といえましよう。

このどうにもならない問題を、なりふり構わず提起した高橋氏の真意はどこにあるのでしようか。

十四年前に一千五百坪の土地と百一町歩の山林との交換には満足して調印した筈ですが、その後地続きの土地を郵便局が一坪二万円以上で買うようになつた地価の値あがりが眠つた子をおこしたように地主高橋氏を刺激したのでは…。

問題は地価の値上り

一方、高橋氏が帯広簡易裁判所に申し立てた役場の建物収去と土地明け渡しの民事調停の第二回は二十三日にひらかれますが、小林町長としては役場敷地はすでに町有林との交換で処理するように議決の線でしばられているので、それ以外の方法に変更するわけにはゆきませんから、およそ調停成立の可能性はないものとみられます。

これにたいして高橋氏の方では交換の議決は無効であるから町はこの敷地を三千九十九万円で買い取れ、そうでなければ土地を明け渡せと、大上段に構えているのですから、調停が不成立でノコノコと引きさがるものとは思われず、いきおい正式裁判に発展するものとみられています。

しかし裁判となればすべて証拠がものをいう法廷のことですから、町としては議会の特別委員会で〝予行演習〟?ずみの川上元町長以下の証人陣をくり出すことになるでしようから、これらの人々が実際に問題にタッチしてきたのですから

○…どうも足寄の風土はわがままもの、やんちやもの我利々々亡者の天国？

○…カブキ俳優のように親の名前を襲名したお坊ちやん型から、たたきあげた身代で羽ぶりをきかす親分型まで、金もうけはうまいが知能程度はガキ大将のまま

○…町の一流人士といえどもかげでは軽べつしていながら面と向えばお世辞タラタラの面従腹背ぶり。

○…従つて中堅どころは長いものにはまかれろの世わたり本位で八気のないこと

○…まるで無茶なことをやつているのに、地位のある人、金のある人については見て見ぬふりということでは無理が通つて道理が引つこもうというもの。

○…町のお城の役場敷地が十四年がかりでモタモタしていてあげくの果は裁判沙汰というこんなバカ気た事態は、全道はおろかおそらく日本中を探してもお目にはかかれまいというシロモノ！

ガリガリ亡者の天国？

新畳 表替 中古畳 ふすま張替
二段ベッド 敷物一式
小林畳店
小林幸三郎
足寄町大通り山口整骨院前 T四二八

大自然のなかの人工美
—いで湯のふるさと—
観光と保養の
芽登温泉
足寄町芽登 T二八五五

不動産についての御相談は
調査 売買 あつせん 管理 分譲
代行 登記 損害保険 代理まで
同和、興和火災保険代理店
北海道免許十26
足寄不動産事務所
足寄町本通り三丁目 T三四五

家具と建材
信用は最大のサービス
技術と納期を誇る！
家具 建具 製造販売
住宅内装に新建材を！
佐藤家具建材店
足寄駅前 電話二二一番

春物高級衣料から大衆衣料まで
豊富に入荷いたしまして陳列を完了いたしましたので御高覧御用命下さい。
なお近日中に京呉服展示会を、京都の初開き品を一堂に集めて行いますから御期待下さい
株式会社 前田呉服店
足寄駅前商店街 電話二二番

共立チエンソー
景品付大売り出し
共立チエンソーは国産機として素晴らしい性能を発揮しテレビで放送宣伝され当社が数年販売の結果今や世界水準を抜く優良機種でしかも価価安でまさに時下の大衆的な機種として当社が自信をもつてお奨めいたします。
CS—六〇S 五、五馬力 八万二千円
CSL—八〇A 七馬力 八万六千円
—(中古品在庫豊富)—
有限会社 鈴木鋸刃物店
足寄町大通り 電話三〇七番